

ID: 168

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	利用の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	エコプラザ西東京条例 第9条第1項		
例 規 番 号	平成19年条例第67号		
【根拠条文】 (利用の承認等) 第9条 有料施設を利用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ有料施設の利用の申請を市長に行い、承認を受けなければならない。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないことができる。 (1) 営利を目的として有料施設を利用するとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) 施設を損傷するおそれがあるとき。 (4) その他管理運営上の支障があるとき。 3 市長は、第1項の承認をするときは、管理運営上必要な条件を付することができる。 【基準】 根拠条文及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日